

**新環境社会配慮ガイドライン素案  
目次**

新ガイドライン(素案)	JICA環境社会配慮ガイドライン	環境社会配慮のための 国際協力銀行ガイドライン
<b>序</b>	<b>序</b>	<b>前書き</b>
<b>I. 基本的事項</b>	<b>I. 基本的事項</b>	<b>第1部</b>
1.1 理念	1.1 理念	1. 本行の環境社会配慮確認にかかる基本方針
1.2 目的	1.2 目的	2. ガイドラインの目的・位置付け
1.3 定義	1.3 定義	3. 環境社会配慮確認にかかる基本的考え方
1.4 環境社会配慮の基本方針	1.4 環境社会配慮の基本方針	4. 環境社会配慮確認手続き
1.5 ガイドラインの対象	1.5 JICA の責務	5. 本行の環境社会配慮確認にかかる情報公開
1.6 JICAによる環境社会配慮確認	1.6 相手国政府に求める要件	6. 意思決定、融資契約等への反映
1.7 スクリーニング(カテゴリ分類)	1.7 対象とする協力事業	7. ガイドラインの適切な実施・遵守の確保
1.8 情報の公開	1.8 緊急時の措置	8. ガイドラインの適用及び見直し
1.9 ステークホルダーとの協議	1.9 普及	
1.10 審査諮問機関		<b>第2部</b>
1.11 JICA の意思決定	<b>II. 環境社会配慮のプロセス</b>	1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮
1.12 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	2.1 情報の公開	2. カテゴリに必要な環境アセスメント報告書
1.13 ガイドラインの適用と見直し	2.2 現地ステークホルダーとの協議	3. 一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域の例示一覧
	2.3 環境社会配慮の項目	4. スクリーニングに必要な情報
<b>II. 環境社会配慮の手続き</b>	2.4 審査諮問機関への諮問	5. チェックリストにおける分類・チェック項目
2.1 技術協力プロジェクト、有償資金協力、無償資金協力	2.5 カテゴリ分類	6. モニタリングを行う項目
2.2 開発計画調査型技術協力	2.6 参照する法令と基準	
2.3 外務省が自ら行う無償資金協力についてJICAが行う事前の調査	2.7 社会環境と人権への配慮	
	2.8 JICA の意思決定	
<b>別紙</b>	2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	
1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	2.10 ガイドラインの適用と見直し	
2 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示一覧		
3 スクリーニングに必要な情報	<b>III. 環境社会配慮の手続き</b>	
4 カテゴリに必要な環境アセスメント報告書	3.1 要請確認段階	
5 チェックリストにおける分類・チェック項目	3.2 開発調査(マスタープラン調査)	
6 モニタリングを行う項目	3.3 開発調査(フィージビリティ調査)	
	3.4 詳細設計調査	
	3.5 無償資金協力のための事前の調査	
	3.6 技術協力プロジェクト	
	3.7 フォローアップ	
	<b>別紙</b>	
	1 相手国政府に求める環境社会配慮の要件	
	2 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	
	3 スクリーニング様式	
	4 連携D/D 以外のD/D のカテゴリA案件のための環境影響評価報告書	